

議 事

○東山参事官 それでは、性犯罪の罰則に関する検討会の第4回会合を開会させていただきます。

山口先生、よろしくお願ひいたします。

○山口座長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は全員の委員の方に御出席いただいております。

まず、本日の配布資料について事務局から御説明をお願ひいたします。

○東山参事官 本日の配布資料は、資料目録記載のとおりで、資料9から資料23まででございます。資料9は、「性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理（案）」でございます。第1回会合でお示しした論点案をその後の御議論やヒアリングの結果等を踏まえて、事務局において更に整理させていただいたものでございます。内容につきましては、後ほど御説明いたします。資料10は、本検討会の今後の検討予定についての案でございます。資料11から資料23までは、論点の内容に関する資料ですので、その内容につきましては、後ほど御説明させていただきたいと思ひます。

また、角田委員から資料の御提出がございます。内容につきましては、各論点に関する御議論の際に角田委員から必要に応じて御説明いただければと思っております。

○山口座長 それでは、議題に入らせていただきます。

本日は、まず論点の整理を行いたいと思ひます。第1回の検討会での議論と、それから、第2回、第3回のヒアリングの結果を踏まえた論点の整理案について事務局から御説明をお願ひいたします。

○東山参事官 それでは、本日配布いたしました資料9を御覧いただければと思ひます。

先ほども申し上げましたとおり、こちらは第1回の会合で事務局からお示しした論点整理案をその後の御議論やヒアリングの結果等を踏まえ、座長の御指示に基づきまして、事務局において更に整理させていただいたものでございます。新たに追加・修正した点が6点ございますので、順に御説明いたします。

まず、第1の1の「性犯罪の法定刑の見直し」の中で、第1段落の最後に「また、被害者が年少者である場合に刑を加重するなどすべきか」との一文を追加しております。

次に、第1の2の「強姦罪の主体等の拡大」では、表現を一部変更しております。第1回にお示しした案では、「行為者に女性を被害者に男性を加えて」としてありましたところを男性、女性という文言を使わずに「行為者及び被害者のいずれについても性差のないものとすべきか」という書き方に修文いたしました。

次に、第1の4の「強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和」の段落の最後に、「また、準強姦罪等の成立要件についても、見直すべきか」との一文を追加しております。

次に、第1の5の「地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設」の中で2行目の「新たな犯罪類型」という所に「（近親姦処罰規定を含む。）」との記載を追加しております。

次のページをめくっていただきまして、第1の7でございます。こちらに「配偶者間における強姦罪の成立について」という論点を新たに追加しております。

最後でございますが、第4といたしまして、「刑法における性犯罪に関する条文の位置に

ついて」という論点を追加いたしました。したがって、論点の項目自体として新たに追加したものは第1の7の配偶者関係と第4の条文の位置の論点でございます。

○山口座長 ありがとうございます。ただ今の論点整理の内容につきまして、御質問あるいは御意見のある方は御発言をお願いしたいと思います。

御異論がないようでしたら、ただ今御説明いただいた資料9に記載されている内容でこの段階では確定させていただきたいというように思いますので、よろしければそういうことで進めさせていただきたいと思います。

(一同 異議なし)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ただ今委員の皆様の同意を得まして、論点の項目が確定いたしましたので、次に今後の検討会の進め方について決めさせていただきたいというように考えております。

これにつきましては、資料10を御覧いただきたいと思います。

「性犯罪の罰則に関する検討会・今後の検討予定について(案)」というものでございまして、第4回、第5回、第6回、第7回、第8回というふうに書かれております。こちらは私の方で事務局と御相談させていただいた上で作成いたしました今後の進行案でございます。先ほど確定しました論点は、いずれも相互に関連性を持つものでございまして、他の論点との関係も見ながら検討すべきものだというように考えられますが、まずは各論点につきまして項目ごとに一通りの御議論をお願いするのが適当であるというように思われます。その上で、言わば1巡目の議論において提示されました問題や論点相互の関連性を踏まえまして、必要に応じて2巡目の議論を行うのがよろしいのではないかと考えられます。

そこで、1巡目の議論の順序をどのように行うのかということでございますが、資料9の論点の順に従って御議論いただくということも当然考えられるわけでございますが、これらの論点の中には、例えば法定刑に関するもののように他の論点についての御議論をいただいた上で検討した方がよろしいと考えられるものもございまして、また、論点相互の関連性が特に強いということから同じ機会に検討した方が良いと思われるものもあるように考えられます。これらの要素を考慮いたしまして、本日は他の論点からある程度独立して御議論いただけるのではないかと考えられるものとして、次の3点について御議論いただいたらどうかと考えております。

まず始めが第2の「性犯罪を非親告罪とすることについて」でございます。次が第3の「性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について」でございます。そして、三つ目が第1の7の「配偶者間における強姦罪の成立について」でございます。本日はこの3点について御議論いただければいかかかと考えております。

そして、第5回以降でございますが、資料10を御覧いただきたいと思いますが、関連性が強いと思われる論点をまとめる形で、第5回に第1の2の「強姦罪の主体等の拡大」と、第1の3の「性交類似行為に関する構成要件の創設」について御議論いただき、第6回には、第1の4の「強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和」と、第1の5の「地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設」、それから、第1の6の「いわゆる性交同意年齢の引上げ」について御議論いただければいかかかと考えております。第7回に、第1の1の「性犯罪の法定刑の見直し」と第4の「刑法における性犯罪に関する条文

の位置について」を御議論をいただき、各論点をこうして一通り御議論いただいた上で、第8回目以降は更に2巡目の議論に入るということにはいかがかと考えております。このような形で進行することについていかがでございましょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。それでは、このとおりに進めさせていただくことにしたいと思います。

○宮田委員 この議論に具体的に入る前に、今までのヒアリングの中では、加害者とされた人あるいは弁護をする立場からの御意見が特になかったということで、もしよろしければ、今までのヒアリングで出てこなかった論点について私に少し話す時間を頂戴するということではできませんでしょうか。

○山口座長 本日の議論に入る前ということですか。

○宮田委員 そうです。前提的なことになると思いますので、もしよろしければ時間を頂戴できればと思います。

○山口座長 それでは、お願いします。

○宮田委員 私は刑事弁護をする立場から先日のヒアリングを聞いていて、違和感があるというか、この視点が落ちているのではないかと思った部分があります。それは、言ってみれば「被害者神話」あるいは「逆強姦神話」とでも言えるものです。つまり、私どもが捜査段階、公判段階で弁護活動をしているときに、被疑者、被告人の言い分を警察官や検察官に伝える、裁判所で裁判官の前でそれを申し述べる際、警察官や検察官、あるいは裁判官が、「このような恥ずかしくて強烈な経験をした被害者が嘘を付いているわけがない」という御覧のなり方をしていないのだろうかと感じるのでございます。

自分自身の例ではなく、判例集に出てきている例や先輩方からお聞きしたことを幾つか申し上げます。加害者とされた人は便宜上アルファベットで示します。

富山県で氷見事件という強姦罪の再審無罪事件がございましたが、真犯人が現れて、受刑しているAさんが実は無罪であったと分かりました。この事件では、2人の被害者の方が写真で「この人が犯人だ」とAさんを特定しました。その後、生でAさんを見たときに、1人の被害者はもしかするとちょっと違うのではないかとおっしゃっていたのだけれども、最初の被害者2人の写真識別がある意味決め手になってAさんが逮捕され、Aさんが虚偽の自白をしたという特異な流れがあり、有罪判決が言い渡されました。ただし、その自白の内容は非常に不合理なものだったのでございます。

また、先日、水戸地裁土浦支部で強姦事件の無罪判決が出ました。若い被害者とBさんとの非常に特異な人間関係の中で起きた事件なので、この被害者の言うことは非常に信用できるというふうに検察官はお考えになったのだらうと思います。弁護人が検察官に対して、Bさんにはアリバイがあると、スケジュールや事件の日に他の場所で撮られたBさんの写った写真等を示して、この人は無実だと主張しましたが、起訴されました。そして、この事件は非常に特殊な人間関係が背景にあるということで、被害者の証言だけではなく、心理学者の鑑定証言等の長い検察官証拠の取調べがあり、被告人はその間保釈されることもありませんでした。最後に、アリバイとして写真を撮った機械のハードディスクの解析までして無罪が言い渡されました。

ほかにも、強姦事件で、非常に申し上げにくいことですが、被害者が、男性との合意に基

づく性的な関係があったことが恋人あるいは夫に露見したということから、強姦をされた
と虚偽を述べたのではないかと思われるような事件もございます。特殊な人間関係が背景
にあり、被害者と加害者と目された男性の交際に関する事情等を立証することが成功して、
無罪あるいは不起訴になったものの、それまでに非常に時間がかかった案件もございます。

このように、被害者と加害者の1対1の関係で起きることも多い性犯罪の刑事手続におい
て、「被害者の言うことの方が信用できる。被告人の言うことは信用できない」という形
で切って捨てられる無実の案件もあるのではないかと思われるのです。被害者の言うこと
が信用できないと判断した判決だとして、女性団体等が非常に批判している最高裁の判決
は、客観証拠がない事件で供述証拠に頼ることに非常に問題があることを指摘した案件で
あると、私たち刑事弁護をやる弁護士は理解しております。供述に頼らず客観的な証拠を
収集することは捜査の基本であり、判断に際しては、客観的な事実あるいは客観的な証拠
に照らして供述が信用できるのかどうか考えられる必要があります。

刑事裁判には「無罪の推定」、そして、「検察官の立証責任」という大原則があり、そ
の原則に基づいて判断がされなければならないものであるのに、「被害者の言うことが信
用できる」というバイアスによって動いている部分がないかという疑問を常に持ちながら
私たちは活動しているわけでございます。

このような被害者や目撃供述に対しての過度の信頼のようなものは、性犯罪に限った話で
はないのかもしれませんが、ヒアリングに際して、「被害者の言うことをなぜこんな
に信用してくれないのだ」という被害者の方たちの声がありましたが、一方で、被害者
の言うことを一方的に信じることによって誤った裁判がなされた例もあることについて、
私はやはりここで声を大にして言わせていただかなければならないと思った次第です。お
時間を頂きまして、ありがとうございました。

○山口座長 ただ今の御発言は、本検討会で検討する性犯罪の罰則に関する全般的なことにつ
いての御発言ということで理解をさせていただきました。この段階で特に何か御質問等が
ございましたらお願いしたいと思います。なければ、この段階では宮田委員のお考えを
お伺いしたということで、先に進ませさせていただきたいと思っております。それぞれの各論点で随
時委員の皆様にお伺いし、御発言いただくこととなりますので、ただ今の御発言
についてはそういう形にさせていただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

では、本日の検討の対象になる論点についてもう一度整理させていただきます。

本日は、資料9の第2の「性犯罪を非親告罪とすることについて」、それから、第3の
「性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について」、その後には時間の許す限り第1の7
の「配偶者間における強姦罪の成立について」の議論を行いたいと思っております。時間が足り
なければ次回に繰延べということになるかと思っております。

それでは、まず本日の論点に係る資料について事務局から御説明をお願いいたします。

○東山参事官 配布資料1 1から2 3までにつきまして御説明申し上げます。

資料1 1は、内閣府作成の「男女間における暴力に関する調査報告書」でございます。ヒ
アリングの中でも複数の方が引用されておりましたので、本日以降の各論点の参考となる
と思ひまして、資料とさせていただきます。

資料1 2-1から1 2-7までは、性犯罪に関する諸外国の法制に関する資料ございま

す。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ及び韓国における性犯罪に関する規定を抜粋し、法務省において仮訳したものでございます。なお、アメリカにつきましては、いわゆるジュリスディクション（jurisdiction）ごと、州ごとに規定が異なるわけではありますが、性犯罪に関する議論において言及されることが多いミシガン州、それと人口が多いということでニューヨーク州、カリフォルニア州について資料とさせていただきます。

資料13は、性犯罪の親告罪に関する主要国の法制度の概要をまとめた資料でございます。これらの諸外国におきましては、性犯罪、いわゆる強姦罪につきましては親告罪とされておりません。

資料14は、強姦罪などが親告罪とされた理由等に関する資料でございます。明治13年の旧刑法の段階から、強姦罪や強制わいせつ罪については親告罪とされております。その立法時の議論を見ますと、被害者の名誉を害することがあり得るため告訴を待つべきだなどとされているところでございます。その後、明治40年の現行刑法定時におきまして、同じように強姦罪等が親告罪とされました。その後、昭和33年の刑法改正におきまして、いわゆる輪姦的形態による強姦等につきましては、暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度であるということなどを理由として非親告罪化されております。その後は刑法の口語化、集団強姦罪の創設といった改正がございましたが、親告罪の範囲そのものは変更がございません。

資料15は、強姦罪、強制わいせつ罪の認知・検挙件数の推移についての資料でございます。

資料16は、刑法に規定されている性犯罪につき親告罪と非親告罪の別についてまとめた資料でございます。

資料17は、現行法において親告罪とされている罪を網羅的に記載した資料でございます。この分類は事務局において行ったものですが、性犯罪に関連し得るものとして、刑法犯ではわいせつ目的略取及び誘拐の罪、特別刑法犯では私事性的画像、いわゆるリベンジポルノの提供等の罪やストーカー行為をする罪などが親告罪とされているところでございます。

資料18は、親告罪の不起訴理由等に関する統計資料でございます。例えば強姦の欄の平成25年の項を御覧いただきますと、送致件数に対する不起訴率は48.8%であり、送致件数に占める告訴の欠如あるいは取消しを理由とする不起訴の割合が21.8%、嫌疑不十分を理由とする不起訴の割合が20.6%であったことなどを示しております。

なお、2ページの下から2つの欄は強姦致死傷と強制わいせつ致死傷を掲げておりますが、これらはいずれも非親告罪でございます。親告罪の告訴の欠如、親告罪の告訴の取消しという理由による不起訴は、その罪が親告罪である場合にのみ行うものですので、強姦致死傷や強制わいせつ致死傷の場合には、これらを理由とする不起訴はございません。強姦致死傷等の事件で例えば示談が成立して被害者も処罰を望んでいないような場合では、起訴猶予などの理由で不起訴となることになるわけでございます。

資料19であります。こちらは低年齢であることを理由として告訴能力の有無が問題となった事例に関する資料でございます。低年齢の被害者に対する性犯罪事案で、被疑者が被害者の父や母の内縁の夫などである場合に、告訴権者である被害者の母が告訴に消極的となるような例がございます。そのような場合、親告罪である性犯罪を起訴するためには、被害者自身による告訴が必要となりますが、被害者が低年齢で告訴能力が認められないよ

うな場合には告訴要件を欠きますので、起訴することができなくなるということになります。このような問題についても御検討いただく参考といたしまして、低年齢で告訴能力を認めた裁判例を資料とさせていただきます。一つ目の名古屋高等裁判所金沢支部判決では、10歳11か月の被害者の告訴能力を認めておりますが、第一審ではその告訴能力は否定されていたということでございます。

資料20からは公訴時効の論点に関する資料です。

資料20は、性犯罪の公訴時効に関する主要国の法制度の概要をまとめた資料でございます。主要国における制度は様々であり、イギリスのようにそもそも性犯罪について公訴時効がないというところもございますが、それ以外の国においても、被害者が年少者の場合については、一定の年齢に達するまで公訴時効を停止するなどの制度が設けられております。

資料21は、性犯罪の公訴時効期間と改正経緯に関する資料です。現行法では、強姦罪の公訴時効期間は10年、強制わいせつ罪は7年とされております。

資料22は、配偶者間における強姦に関する諸外国の法制をまとめた資料でございます。欧米の主要国では、近年の法改正前は配偶者間においては強姦罪が成立しないとされておりました。しかしながら、現在は法改正によりまして配偶者間においても強姦が成立するとされております。アメリカのミシガン州とカリフォルニア州、フランスでは規定の仕方がそれぞれ異なりますが、配偶者間においても強姦が成立することを明示する規定を置いているところでございます。他方、イギリスやドイツにおきましては、配偶者間における強姦を否定する文言を削除するという法改正がなされており、配偶者間においても強姦が成立する旨の明文は置いていないという法制をとっております。

資料23は、配偶者間での強姦を成立させた裁判例等に関する資料でございます。第1の昭和62年の広島高等裁判所松江支部判決は、被害者の夫である被告人が被告人の暴力を恐れて実家に逃げ帰っていた被害者を強引に連れ帰る途中、友人と共謀の上、自動車内においてそれぞれ姦淫したという事案について、夫である被告人についても強姦罪が成立するとしたものでございます。

第2の平成19年の東京高等裁判所判決では、被害者の夫である被告人が家事調停により別居していた被害者に対し、脅迫を加えて姦淫したという事案について、夫につき配偶者間でも強姦罪が成立するとした裁判例でございます。

○山口座長 ありがとうございます。それでは、早速議論に入りたいと思います。

○宮田委員 その前に資料について1点質問させていただいてもよろしいでしょうか。

資料15の警察における性犯罪の認知・検挙件数の推移の資料について質問させていただきます。この原因についてですが、実際にそういう事件が増えたというよりは、例えば被害者に対する支援体制がきちんとできた、あるいは、性犯罪に対して、警察で、女性が捜査官として加わるなどの形で被害者へのバックアップの体制ができてきた、あるいは各都道府県の被害者センターあるいは各種NPOの働きなどによって、被害者が性犯罪についての告訴をする、被害の届けを出すということをつまらなくなったからこういうふうに変化が増えたというような事態が想定できるのか、できないのか。現実にはこういう事件の発生が増えたという事実があるのか、ないのか。

この表の見方によっては、事件が増えて治安が悪化したという解釈をする方もいらっしゃると思われませんが、そうではないのではないかと考えたので御質問申し上げた次第でございます。

○山口座長 今の点、いかがでしょうか。

○東山参事官 御指摘は、平成14年に強制わいせつの認知件数がかなり増大したという理由についてのお尋ねだと思いますが、私ども事務当局といたしましては、認知件数がこの段階で急に増えた理由については把握しておりません。

○工藤委員 警察庁の方から出している数値だと思いますので、コメントさせていただきますと、まず、認知件数というのは飽くまでも発生数を見る上での一つの指標にすぎないわけです。平成10年から平成14年までの間に認知件数が増加しているということですが、一つは、この間に、全刑法犯の認知件数も増加しているということが言えます。強制わいせつだけが増加しているわけではなくて、全刑法犯の認知件数総数が増加しているということです。

また、この犯罪の認知件数というのは、単に事件が増えたとかということではなくて、非常にいろいろな社会的要因がその原因となり得るということ、社会的な要因によって変動し得るということが言えます。したがって、先ほど増加の理由が分からないというふうに東山参事官からありましたけれども、それは当然のことでありまして、なかなかその原因を特定、解明するというのは難しいことですし、また、このような場でそのようなことをすることが適切かという、それは疑問があると思われまして。

ただ、少なくとも宮田委員がおっしゃったように、例えば捜査体制の強化でありますとか、あるいは支援の拡大によって認知件数が増えたのだということを断定的に言うことはできないというふうに思っております。

○山口座長 ただ今の点について、ほかに何か御発言ございますか。これがどういう意味で増えたのかというのは、研究を要する事柄でございますが、ただ今工藤委員から補足的な御説明がございましたけれども、そういう数字として受け止めていただくという以外のことではできないのではないかとこのように思っております。よろしゅうございますでしょうか。

(一同 異議なし)

それでは、議論に入らせていただきます。最初が性犯罪を非親告罪とすることについてでございます。これはヒアリングの際にも非親告罪とすべきだという御意見が複数述べられた一方で、被害者の方からは親告罪のままで維持することを希望するという御意見もあったところでございます。この論点につきまして御意見のある方は御発言をお願いしたいと思います。

○小木曾委員 ヒアリングでいろいろと教えていただいたところであります。一般的に非親告罪化すべきだという御意見が強いような印象を受けていたわけですが、しかし、非親告罪とすると何がどういふふうになるのかということについての具体的な検討、分析というのが十分ではなかったような印象を受けておりました。それでいろいろヒアリングで聞かせていただいたわけですがけれども、被害に遭われた方からは、自分が犯罪の被害に遭ったということを認識できないでいるけれども、それを第三者が告発してくれればそれを認識できるようになるとか、被害者が裁判にすることを決めたから裁判になったんだというふうに加害者が逆恨みをするといったような事態を是非なくしてほしいといった御意見が

ありました。

これは、具体的に非親告罪化すべきだということについての積極的な御意見として承ったところでありますけれども、一方で、ではその被害者の意思にかかわらず検察官が起訴しようと思えば起訴できるという事態にテクニカルにはなるわけでありまして、それがいいのかどうかという疑問もあるわけでありますので、この機会に是非メリットとかデメリットといった点について委員の先生方の御意見を教えていただきたいと考えているところです。

○山口座長 特に非親告罪化すべきだという御意見をお持ちの方がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○宮田委員 性犯罪以外の事件においても、被害者が被害届を出すことによって捜査が進展することが通常だと思っておりますので、被害者が捜査の端緒を与えてしまって加害者から逆恨みされるというのは、告訴に限ったことではないだろうと思っております。ですから、私は非親告罪化する理由として被害者が恨まれることを挙げるのは適当なのかどうか、疑問を持っているところでございます。

さらに、私は非親告罪化に対して疑問を持っております。性犯罪がなぜ親告罪であるかについては、被害者の名誉や羞恥心等を保護するというのが一般的な理解ですけれども、性の問題は、ある意味において人間同士のコミュニケーションの問題です。その被害に遭ったという関係性を表に出すことで、被害者が今有している人間関係に対して非常に大きなダメージを受けてしまうので、捜査をしないしてほしいと思う場合もあり得るのではないのでしょうか。例えばかつて交際していた男性から強姦されたが、今は結婚している女性がいるとします。その過去の関係について家族に露見してしまったら、もうこの家族が崩壊してしまう、大変なことになってしまうと考えて告訴を思いとどまるような方もいらっしゃるのではないかと思います。

被害があった事実が露見をすることは、現在ではあらゆる形で起こり得ることです。例えば今は、加害者が被害の状況を写真あるいはビデオに撮っていて、そういうものをネットで公開したり、知り合いにデータで流したりといった形で不特定多数人に公開したりするようなことがある。そういうような所から自分の触れてほしくない過去の状況が表に出てきてしまう。それを捜査機関の方が認知して、客観的な証拠があるから立件するということも理論的には不可能ではない。そういうときに「私のことは放っておいてくれ」という被害者の権利も私はあるのではないかと思います。性犯罪が被害者と加害者の1対1で、密室で起きる可能性が高い事件であるだけに、今持っている人間関係を壊さないでくれという被害者がいても私はおかしくないと思っております。本検討会の第2回に出席された被害者の小林さんから、強姦罪が親告罪である余地があってもよいのではないかという御発言があったのは、そういう周囲との関係で被害者が受ける非常に大きなダメージといったことをお考えになっていたのではないかと、ふと考えたのでございます。被害者の方の中には的外れな考えと感ずる方もいらっしゃるかもしれませんが、私はそのようなことを考えました。

○角田委員 今、宮田委員のおっしゃった被害が露見するおそれというのは、例えばもう非親告罪化されている集団強姦であるとか、それから致傷の場合についても同じではないかと私は思います。その場合は、被害者のデメリットに見えることをどう考えるかということ

はあると思います。私は被害者側に立って仕事をする人が多いのですが、そのときに告訴の問題で何が困るかといいますと、取消しの強制です。加害者の側に弁護士が付きますよね。付かなければそういうことは余り起きないのですが、そのときに告訴をしないしてほしいとか、あるいは告訴を取り消してほしいということを「示談金」の交付と引き換えに非常に強く言われることがあります。被害者の側にも今は弁護士が付くことも増えてきたのですが、全ての被害者が弁護士を代理人として持っているわけではないので、告訴を取り消すというのはどういうことかという法的な知識もなく、また、一般の人にとっては、やはり弁護士というのは何か公的な立場の人というふうに誤解されていることが多いのですね。弁護士が付いていない被害者が弁護士から告訴を取り下げようということをや非常に強く言われて、しかも、そのときにお金の支払だけではなくて事実でないことを言われるのですね。「告訴して裁判になると、あなたは裁判所でとても恥ずかしい思いをする。それでもいいのか」などと言われるわけです。そうすると、法的な知識を持っていない被害者は、やはり非常に怖くなってしまって、では告訴を取り消そうかということになってしまうということになってしまいます。これは実際にあるのです。それで、結局告訴というのは加害者側にとって有利な武器として使われている実態があると私は思っておりますので、親告罪にすべきではないと考えております。

○齋藤委員 私がお会いする被害者の方には、私の所属している都民センターの性質上、刑事手続をしたいという方が多いのですが、その中でも被害の届出はしたくないとか、被害の届出をしたけれども、自分の将来を考えて告訴状は出さなかったとかという方ももちろんいらっしゃいます。しかし、私のお会いする大多数の方というのは、やはり先ほどおっしゃられたように告訴を取り下げようことを加害者側の弁護士から迫られて傷付くとか、若しくは、どうして自分が訴えるかどうかを決めなければいけなくて、自分の身に起きたことは犯罪であるのに、それは自分が訴えなければ犯罪として認識されないのかということに疑問を抱かれるような被害者の方が多いなとは思っています。

ここでお伝えするのが適切かどうか分からないのですけれども、告訴したくないとか親告罪であった方が助かるという人の中でも加害者を罰したいとか、自分に起きたことは犯罪なのだということは認識してほしいというような方は多いように感じていまして、ただし、刑事手続で傷付くことが嫌だから告訴をしないという方の方が多いかなという感じを抱いています。実際、心理士から見ますと、手続に関わって事件を思い出すと、被害について聴取される過程で無駄に傷付くとか、いろいろな加害者の情報に触れて傷付くなどで状態が悪くなるという方は確かに多いのですけれども、それは親告罪であるか非親告罪であるかということよりは刑事手続上の配慮のされ方の問題なのだろうというふうに考えております。

非親告罪化されることの不安の中には、やはり自分の状態いかんにかかわらず、自分の状態が悪いのに無理矢理事情聴取されるのではないかと、被害者の意向を一切尊重してもらえないのではないかと不安が含まれているのではないかなど、いろいろな被害者の方の御意見を聞いて感じています。基本的には非親告罪化に賛成なのですけれども、親告罪であっても非親告罪であっても、非親告罪にするならば特に警察段階、検察段階や裁判の際に一層被害者に配慮をしていただくような、若しくは被害者が無駄に傷を深めるようなことのないような手続というものが行われるといいなということは望んでおります。

○北川委員 私は必ずしも非親告罪化することに反対ではないのですけれども、被害者側の心情を酌み取るという役目をこれまで親告罪の規定が担っていたという所がやはり一番の詰め所で重要になってくるのではないかと思います。非親告罪化して、その後は全て検察官等の運用に任せるであるとか、公判における被害者証言の所で工夫をすとかいうような運用だけに頼るといふのは、今まで法的な担保があった下での被害者の意思の尊重という点について、後退してしまうのではなからうかというふうな気もいたします。

公判廷において、例えば捜査官の前で既に述べられた被害者の証言、供述等がもし録音・録画されて、被害者がもうさほどの負担もなく、公判でその証言が証拠として採用されるというような手続や、検察官の前でしゃべったことであれば、もう捜査側で2度、3度繰り返し聞くことがないというような制度の下で非親告罪化するというのであればいいのですけれども、そういうものは多々問題があるということで、なかなかそういう手続が法制度化されるという見通しはないというか暗いわけで、その中で何の手当もなしに非親告罪化するかというと、やはりかなり慎重な検討が必要で、何らかの別の法的な担保措置というものが必要になってくるのではなからうかというふうに考えております。

○宮田委員 角田委員から、親告罪であるということで示談圧力がかかるというふうなお話でしたが、私どもが弁護をされていて、親告罪だから殊更に示談を求めるといふことはしてないつもりです。資料18の統計の数字を見ても、強姦致傷罪や強制わいせつ致傷罪での起訴猶予率はかなり高いのです。強姦致傷罪だと起訴猶予率は6.2%で、強制わいせつ致傷罪で起訴猶予率は12.5%です。これに比べて強姦罪の起訴猶予率は0.6%です。私ども刑事弁護をする者の立場からすれば、強制わいせつ致傷罪などの非親告罪においても、被害者がいる事件については処分が終わるまでに示談をしなければならぬと考えるのです。弁護を思っているのは、裁判が終わったら、「喉元過ぎたら熱さ忘れる」わけではないのですけれども、裁判以外のことをやらなければいけなくなりますから、示談への本人の決意が薄れてしまう、あるいは刑務所に行ってしまったら、親族たちから鼻つまみ者ようになってしまっただけで御協力をしていただけない、本人も失職して被害弁償がしたくてもできなくなる。そういう事態はしょっちゅう経験するのです。

事実関係に争いが無い事件であれば、裁判のとき、あるいは起訴される前に何とかしなければと思いつつ私たちは示談をします。それは、親告罪であろうが非親告罪であろうが、被害者がいれば被害者に対して共感した上で処分を受けられるよう、被害を少しでも受け止められるよう私たちは被告人を指導しなければならないのです。

ですから、非親告罪であるから示談圧力がかかるという御主張は、私は恐らく誤っていると思うのです。これは、資料18の数字からも言えるところなのではないかと感じます。

親告罪であると、確かに被害者の方に判断が任されてしまい、被害者の方々に抵抗があるという部分はあるかもしれませんが、今、齋藤委員がおっしゃられたように、1対1の知人との強姦事件などの場合では、裁判に出るということに対して被害者がちゅうちょされるということはあるのだらうと思うのです。そういうときに、今、北川委員がおっしゃったような手続に乗らないための担保のようなものは、やはりあってもいいように私は思えてならないのです。

○木村委員 今のお話を伺っていて、そもそもなぜ親告罪になっているかということなのですかけれども、一つはやはり名誉を害されるということですよ。それともう一つは、相対的

に軽い犯罪なのではないかというふうに思われていると。強姦致傷や集団強姦は現に親告罪ではないわけですから。そうすると、その二つの理由が少なくとも現在ではいずれも通用しない議論ではないかなと思っています。

一つ目の名誉を害されるという点ですけれども、では被害者は名誉を害されているのか、不名誉なことなのかと。それはやはり今の時代、それが不名誉だと思うということ自体がやっぱりちょっとおかしいというふうに思います。二つ目の、相対的に軽いかどうかということですが、これも強姦致傷や集団強姦だったら重いけれども、強姦だったらそれよりは軽いから親告罪でいいというような考え方も少なくとも現在ではとれないだろうというふうに思います。

今お話を伺っていて、やはり非親告罪化することによっていろいろな問題が生ずるかもしれませんし、逆に被害届のことで協力が得られなければそれ以上手続を進められませんから、そうすると、実際には余り差がないのではないかというような議論もあるかもしれないのですが、刑法典で親告罪を外すということは、やはり一般の国民に与える影響は非常に大きいというふうに思います。それだけ重大な犯罪なのだとすることを国民の皆さんに知っていただくという意味でも親告罪は外すべきだというふうに私は思っています。

○佐伯委員 非親告罪化すべきかどうかということについて今の時点で定見を持っているわけではないのですが、先ほどの木村委員の御指摘について若干意見を申し上げたいと思います。親告罪の理由として名誉の侵害というのが昔挙がっていて、それが現在妥当でないというのはそのとおりだろうと思います。ただ、昔ですから、まだプライバシーというような概念がなかった時代に名誉の侵害という概念で説明されていたわけで、今の時点で言えば、やはりそれは名誉の侵害ではなくてプライバシーの侵害として説明されるものだろうと思います。ですから、名誉の侵害と考えるべきではないということから、直ちに昔言われていた親告罪にする理由が現在なくなっているかということ、それは少し違うのではないかというふうに思います。

もう1点は相対的に軽いということですが、確かに集団強姦罪は非親告罪化されておりますので、集団強姦罪に比べれば相対的に軽いというのはそのとおりなのですが、他の親告罪とされている軽微な犯罪と同じように軽いと考えられているかということ、そこは違うのではないかと思います。それはかなり重い犯罪であるけれども、一方でプライバシーが特に保護される必要があるので、そういう衡量の下でプライバシーの利益あるいは被害者の自己決定権を優先して親告罪にされていると考えるべきではないかと思います。

その上で、この後は意見というか要望なのですが、先ほど北川委員がおっしゃられましたように、非親告罪化に積極的な御意見がヒアリングでも多かったように思いますが、一方では親告罪を維持してほしいという被害者の方の意見もございましたし、非親告罪化に積極的な御意見の方も被害者の意思が最大限尊重されるべきであるという御意見を述べられた方が多かったように思います。そういう被害者の意思の尊重というものが仮に非親告罪化された場合に運用だけでうまくいくのか、それともやはり何らかの法的な担保、例えば、外国の立法例では非親告罪化した上で被害者の意思に反して訴追することはできないというような規定もありますし、過去に日本でも立法案としてそのような規定が性犯罪についてではありませんが提案されたことがありますけれども、その他の規定の仕方を含めて何らかの法的な担保が必要なのかという点について今後検討すべきではないかと考え

ます。

○**角田委員** 被害者が告訴しないということを条件にしてプライバシーが守られるという仕組みは、やはり私はおかしいと思っているのです。プライバシーがなぜ侵害されるのかということを考えて、その侵害がないような仕組みを作ることが筋ではないかと思っています。では集団強姦や強姦致死傷の場合、そこでは告訴は要らないわけですから、被害者のプライバシーは守られないという問題があるかということ、それは違いただろうと思いますし、ですから、先ほど北川委員もおっしゃったように、何か手続的な部分を補強するということがもし必要であれば、それは考えるべきだと思います。

もう一つは、宮田委員が、過去の被害が露見するというのは新しい人間関係に非常に悪影響を与えるのではないかということをおっしゃったのですけれども、被害者はそう思うかもしれないのですが、その考え方の下にあるのは不名誉や恥という考え方だと思うのです。そうだとすると、親告罪のままにしておくと、そういう考え方をそのまま維持することになっていくのではないかと。つまり性暴力の犯罪被害に遭うということは非常に恥ずかしいことだと、社会的にはそういうふうになっている人が多いと思うのですけれども、人権侵害ではなくて恥ずべきことだというふうに考えている人たちがいて、その被害者のそういう意味での名誉を守るというために告訴をしない、これを事件化しないという選択肢があるというのは、私は決して良いことではないというふうに思っております。

○**宮田委員** 私が言いたかったことと角田先生のお考えになっていることに齟齬があるので、一言申し述べたいと思います。

私は被害者の恥などと言っているわけではありません。強姦被害に遭った女性が、自己の意思に反していたとしても、ほかの男性と関係を持ったということによって、夫から暴力を振るわれる、あるいは恋人から別れを切り出されることは十分あり得る。そういう被害に遭う女性がいるということです。このような言い方をすると、男性から反発を買うかもしれないのですけれども、男性は女性に対して支配感情がある、権力的な態度をとりたいという傾向があるように思われます。フェミニズムの方たちは、性犯罪の被害そのものについて、この点を言いますが、被害を受けた被害者自身の持っている人間関係においても、それは言えると思います。つまり、被害者が性的な被害を受けた上に、自分の家庭や人間関係の中で更に被害に遭う可能性があるから、被害を表に出したくないというケースもあるのではないかと私は考えているのです。

被害者自身の恥とかそういうことではなくて、被害女性に対する、性犯罪に遭うことは決して恥ずかしいことではないのだという見方が社会の中で確立していないから、被害者が被害者の持っている人間関係の中で二重、三重に傷付くことはないのだろうか。そのために告訴をしないという苦渋の判断をする被害者もいるのではないか。つまり、被害者の周りの人の意識も全部変わらなければ、この告訴要件を外すようなことが危険なのではないかというのが私の言いたいことです。

○**井田委員** ほぼこれまで出ました御意見で論点は尽くされておりますが、私なりにまとめてみたいと思います。現在、強姦罪等が非親告罪とされていることには、一定のメリットがあります。それは、被害者の意思に反した立件、訴追ができないようになっており、手続が進んで、更にそれにより被害者が傷付くことが避けられるという点です。他方で加害者側に対しても、示談へのインセンティブが非常に強く働くということで、それが被害者の

救済に役立っているという面もある。それはまた逆に、角田委員のおっしゃるようなデメリットとも裏腹の関係にあることも否定できないのですが。そういう現行法が持っているメリットが、果たして非親告罪化したときに一挙に失われてしまう、あるいは弱まってしまうことになるのかどうかをまず確認する必要があると思います。逆に言いますと、今は告訴を訴訟条件にするという「法的な制度化」を通じて被害者の利益を守ろうとしているわけけれども、非親告罪化したときにも同じように被害者の利益を守れるということについて我々も確信が持てなければならぬ。それを運用に任せるということは、全てを国家権力に委ねるといふことにもなるわけで、法律家として、法による縛りを外して全て運用に任せることで本当に被害者の利益が保護され得るのかどうかやはり真剣に検討する必要があるのだらうと思うのです。

他方で、ヒアリングをお聞きしていても、立件と処罰が告訴の有無にかかっているという部分で、被害者は大きな心理的負担を感じているというのもまた事実です。この問題自体は、やはり何らかの対応をしなければいけないというのもまた疑いがないところです。更に申し上げれば、刑法の規定を見ると、被害者側の利益のためとは言いながら、傷害が生じたというだけで、それでその利益が無視されるような条文になっている。これまた利益衡量の在り方としておかしいという考え方は十分あり得ると思われ、それはまた検討の必要があるのではないかという感じがいたします。いずれにしても、個々の論点をもう少し詰めて検討し、また、実態をもっと知った上で結論を出していきたいと考えています。

○田中委員 大体御意見がいろいろ出ているので余り変わらないのですが、被害者の方は、自分以外の人に被害を知られること、そして、捜査で何回も事情聴取されて、更に公開の法廷で証人尋問を受けるかもしれないというところに非常に心理的な負担を受けているわけですので、これは非親告罪化しても全く変わらないことです。そこを現に非親告罪である強姦致傷や集団強姦でもその意思を尊重して、先ほどもお話がありましたけれども、起訴猶予にしているものもありますので、そこはそれほど変わるのかなという気がしております。

もう一つは、被害申告をしてそれをずっと維持される方というのは、処罰意思が強くあるわけですので、そういう方からの告訴を受けるというのは、それほどの負担をかける行為ではないというふうに私自身は認識しております。告訴状や告訴調書という形で形式的にやるわけですが、それ自体は非常に短い文章をこちらで作成したりするわけですので、親告罪であるからすごく心理的に負担があるのだということは、本当にそうなのかという点、実質的なメリット、デメリットというのはよく議論する必要があるのではないかというふうに思っております。

もう一つ別の観点で、余りここで議論が出ないのは、被害者が年少者の場合のケースで、母親が加害者である自分の夫や交際相手と別れたくなくて告訴しないと、法定代理人としての告訴をしないという事例があることはありますので、先ほど事務局から紹介のあった判例では、10歳、11歳前後だと単独の告訴能力が認められておりますけれども、それ以下だとどうなのかということが問題になりますので、これは端的に非親告罪化すると被害の幼児は保護されるわけですが、そういうことで手当していくのか、また別の観点から手当していくのかということについて、この非親告罪化の中で今言われているのはまた別の観点からの考量が必要ではないかというふうに思っております。

○**工藤委員** 今、田中委員からありました被害者の精神的な負担という点に関しては、ほぼ同じ意見を現場からの意見を聞いた上で持っております、やはり被害者の方の処罰意思なり刑事手続を強い意思を持って進めていくのだということは、親告罪であろうとなかろうと我々としては確認し、一緒になって進めていかざるを得ないと。その過程でいろいろなことを場合によっては何度も被害者から確認せざるを得ないというようなことについては変わらないと思っております。したがって、この非親告罪化によってその負担がどれぐらい減るのかという部分は、なかなか一概には言えないのではないかとこのように思っております。

○**山口座長** ほかにいかがでしょうか。大体御意見はお述べいただいたという感じでございましょうか。

今までの御意見を伺っておりますと、非親告罪化すべきだという御意見も述べられた一方、非親告罪化した場合に被害者の意向をどのように反映させていくのか、あるいは非親告罪化とは独立した論点だという御指摘がございましたけれども、被害者のプライバシー等の利益をどのように守っていくのかというような問題が指摘されました。これらの様々なメリット、デメリットを更に詰めていく必要があるのではないかとこのように思われるところでございまして、本日御指摘をいただきました観点を踏まえて、2巡目の議論で更に御検討いただくことにしてはどうかというように考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

○**角田委員** 今の点についてですけれども、既に非親告罪化されている性暴力犯罪について、今の問題は実際どうなっているのかということをおか資料があればお示ししていただくと有り難いと思います。つまりプライバシーの保護とかそういう問題についてどういう配慮がされているのか、それは単に運用でされているのか、もう少し何かルール化されたもので行われているのかということです。

○**加藤刑事法制管理官** お尋ねのルール化というのは、例えば何か指針があるかということでしょうか。

○**角田委員** 指針や犯罪捜査規範ではないでしょうかけれども、何か検察官の個人的な判断で対応されているのか、もうちょっと何かきちんとしたものがあるのか、あるいは個別の検察官あるいは警察官がどういう考えで対処するよというように教育がされているのかどうか、その点についてもお示しいただくと有り難いと思います。

○**加藤刑事法制管理官** 個別の検察官あるいは警察官がどのように対応されているかという御質問に対しては、今事務局としてお答えする用意はありませんが、もし検察、警察の委員からコメントがあればお伺いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○**田中委員** 決まったルールはもちろんでございせんけれども、非親告罪である例えば強姦致傷罪で告訴は要らないのだから、もう被害者が何と言おうと起訴しますよという検察官はいないと言えらと思います。一人一人調査したわけではありませんけれども、少なくとも私は知りませんし、最大限そこは配慮しているので、親告罪である強姦罪等と余り変わらない取扱いをしていると思われま。

○**角田委員** 最終的には、検察官が良識的な判断をされれば被害者が嫌だと言っているのに、それを無理矢理起訴するということは実際の問題として起こらないのではないかとこのように思っております、検察官が起訴するかどうかの大きな裁量を持っているということ、それをいかし

ていくということではないかと私は思っているのです。だから、警察官と検察官の良識に期待すると言ったら、そういうものに任せていいのかということはあるのですけれども、実際は起訴便宜主義というのはそういうものではないかと思っております。

○**工藤委員** 繰り返しになるかもしれないですけども、被害者の御協力と強い意思なくしては事件化というのは難しいということに尽きるのかなと思います。ただ、もちろんそれが制度的に担保されなくてよいのかという点については、それはまた別問題として議論すべきことなのかなとは思っています。

○**木村委員** ちょっとお願いなのですが、資料18で集団強姦がないのですけれども、もし後でお分かりになれば教えてください。

○**東山参事官** 追って提出するかどうかはまた検討させていただきますけれども、今手元にある数字といたしまして、平成25年の数値を申し上げます。集団強姦罪は、平成25年は送致件数が118件、うち不起訴が74件で不起訴率が62.7%、不起訴理由別の件数ですが、当然集団強姦罪は非親告罪ですので、告訴欠如等というのは、なしということになります。嫌疑不十分が65件、送致件数に占める割合は55.1%、それから、起訴猶予が7件、送致件数に占める比率が5.9%ということになっております。

平成25年の集団強姦致死傷の数字を申し上げますと、送致件数が全部で22件、そのうち不起訴が10件で不起訴の比率が45.5%、不起訴理由別ですが、告訴欠如等による不起訴はこれも非親告罪ですので、ないということになります。嫌疑不十分が5件、送致件数に占める割合が22.7%、起訴猶予が5件、送致件数に占める割合が22.7%でございます。

○**木村委員** ありがとうございます。

○**山口座長** それでは、本日の御議論を踏まえまして、2巡目で更に議論していただきたいというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の論点に進ませていただきます。次は性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止についてでございます。この問題に関するヒアリングでお伺いした御意見あるいは各種の資料等を見ますと、いろいろな問題点が重なり合っているように思われます。そこで、それらをあらかじめ整理しておくことは今後の検討にも有益であるというように思われたところでございますので、まず、事務局において整理をお願いした検討の視点について御報告をお願いしたいと思います。

○**東山参事官** 事務局の方で考えましたこの問題の検討の視点について御説明申し上げたいと思います。

公訴時効に関する問題といたしましては、まず、大きく分けまして性犯罪について一般的に公訴時効を撤廃すべきかという問題と、特に年少者が被害者の場合について公訴時効を撤廃又は停止するなどの措置をとるか否かという二つの問題に分けられるのではないかと思います。ヒアリングで御意見、御要望があったのは主として後者、つまり年少者が被害者の場合の対応の問題についてだったと思われませんが、前者につきましても、一応検討しておく必要があるのではないかと考えております。

さらに、この後者の問題、つまり年少者が被害者の場合に公訴時効の撤廃又は停止をすべきかという問題について検討するに当たっては、具体的にどういう状況が問題となるのかを想定して検討する必要があるのではないかと考えております。おおむね次のような三つ

のパターンを想定できるのではないかと考えております。

一つ目が、被害者が被害直後に警察に被害を申告したり告訴したりしたものの、犯人が分からないあるいは犯人が捕まらないというパターンでございます。

二つ目が、被害者が被害を認識している、被害に遭ったことが分かっており、かつ犯人も例えば親族関係等があって実父なり養父なりだということが分かっているけれども、例えばそういった犯人との間の支配関係等があるために被害申告ができなかったというパターンでございます。

三つ目は、二つ目に若干近いのですが、被害者が年少であるために、そもそもこれが性犯罪の被害であるということ自体が分かっていない、認識できていないために被害申告ができなかったようなパターンということになるかと思えます。

このような状況のうちどのような状況を問題として、具体的などのような方策をとる必要があるのかというような視点で、これから御議論、御検討いただければと考えております。

○**山口座長** ただ今御説明いただきましたように、まず性犯罪全般に関して公訴時効を撤廃すべきかという問題と、それから、年少者を被害者とする性犯罪に限って公訴時効を撤廃又は停止すべきかという問題がございますので、委員の皆様にはこの両方について御意見をお述べいただきたいと思えます。

また、この後者、年少者を被害者とする性犯罪の方でございますが、御説明がありました三つのパターンと言いますか、三つの類型ですね。1番目が警察に被害申告があったが、結局犯人が分からないでいたというパターン、2番目が被害者が被害を認識しているが、支配関係等から被害申告ができないというパターン、3番目が被害者が低年齢であるために被害そのものを認識できなかったというパターンと、3つのパターンがあると考えられますが、このうちどのパターンについて一体どのような公訴時効の撤廃又は停止の必要性があるのか、あるいは一体どのような問題点があるのかという観点からは是非御意見をお述べいただきたいと思えます。もちろんこれ以外の観点から御意見をお述べいただくということでも結構でございますが、ただ今御説明ございましたような観点を踏まえて御発言をお願いできればと思えます。いかがでしょうか。

○**齋藤委員** 主に年少者に関してのことで、恐らく例に挙げられた2番目と3番目なのですが、例えば実父から性的虐待に遭っていた子が養ってもらっている間は告発できないのだけれども、手帳に自分がされたこととか日付とかをきちんとメモをしておいて、家を出られる年齢になって初めて母親や学校に告発をした例などを考えますと、もちろん私は法律のことはよく分かりませんし、そういったケースの立証が非常に難しいということは被害者支援をしていても思うのですけれども、ただ、じっと耐えている間に時効が進んでいくということも問題なのではないかなということは考えております。

また、例えば6歳ぐらいで性被害に遭って、思春期を迎えて自分のされたことの意味に気が付いたときに、時効が過ぎていて届け出ることができないとか、気が付いていない間に時効が進んでいるというのはなかなか問題なのではないかなということを考えています。実際的な問題として、それから訴えたとしても被害が立証されるというのは非常に難しいことかもしれないのですけれども、被害届を出す権利さえその時点でなくなっているのですとか、知らない間にいろいろな時間が進んでいるということは問題ではないかなと思って

いまして、全般に関する意見ではないのですけれども、年少者に関してはある一定程度の年齢まで時効が進まないでいるというのも必要なことではないかと考えております。

○加藤刑事法制管理官 齋藤委員の御意見について一つだけ確認させてください。検討を進める上でのイメージとして、年少のときに被害に遭われた方が実際に年を経られてからお申し出になった事態について御経験があれば教えていただきたいのですが、それぞれ何歳ぐらいのことをイメージすればよいのでしょうか。いろいろなパターンが考えられるように思われ、被害に遭われた時点で何歳ぐらいの方が何歳ぐらいになるとお申し出が可能になってくるのかといった辺りの御知見があれば教えていただきたいのですけれども。

○齋藤委員 (具体的事例を紹介)

○角田委員 年少者の問題なのですけれども、2番目と3番目が特に問題だと思っています。2番目の被害を認識していて、犯人は分かっているけれども、支配関係に取り込まれており訴えることができなかったということについて、公訴時効全部が廃止になれば別ですが、公訴時効があると考えたときには、やはりこの場合には少なくとも成人になるまで停止して、その後進行ということになるのですけれども、ただ、支配関係が特に近親姦のように非常に強い、切れない関係にあるときというのは、現行法の10年では足りないのではないかと考えております。

お手元にお配りしている資料で、「性犯罪の罰則に関する検討会様」というものがあります。釧路で幼いときに叔父から性被害に遭ったという人が、損害賠償請求をしたという事件でありまして、今高裁の判決まで出ておりまして、ただ被告が上告したということで確定はしていないのですけれども、この文書は、原告の方が書かれたものです。2枚目の下から2番目の段落にあるように、「性犯罪という被害者からすると人としての尊厳を踏みにじられた殺人同様の犯罪」というふうに御本人は認識されているということで、この点から考えれば廃止ということもあると思うのですね。

その事件の控訴審の判決なのですけれども、いつどのようなことをされたかということについて本人の主張が摘示されている部分があり、一番早い時期が3歳10か月なのです。この原告の方は結婚して恐らく30歳を過ぎていたと思うのですが、その段階でこの訴訟を起こしていると。それで除斥期間が問題になったわけなのです。ですから、かなり後にならなければその被害に対してどうするかという決断できないということが示されている事案です。これは民事事件ですけれども、ただ、相当幼いときのことであっても思い出すことができるということを示す一つの例であると思います。

このケースは加害者が叔父さんだったため、その影響を排するには相当長期に権利行使ができる期間というのを考えないといけないのではないかと考えます。年少であるために認識できていない事例では、本人がそのことを認識できて、しかも、どうするかということ周りを独立して自分で決めて行動できるという年齢までそれを待つのは当たり前のことだろうと思います。そうすると、それは少なくとも成人に達してからということになるだろうと思います。最低そこではないかと考えております。

○小木曾委員 公訴時効の存在意義という議論があるわけでありまして、理屈の上では、一つは社会全体の処罰要求が逡減するということが、それから、証拠の散逸ということが言われるわけですけれども、処罰要求についてはもちろん被害者の方にとっては逡減するわけではないというのはそのとおりだと思いますし、被害に遭ったこと自体が認識できなけれ

ば処罰要求すらも生まれてこないというのはそのとおりだと思うのですが、もう1点の証拠の散逸ということ考えた場合には、恐らく被害者の年齢には関わりなく証拠は散逸するのだろうと思いますので、今お話のありましたように、かなり長い期間を考えなければいけないということになると、先ほどの三つのパターンのうちで証拠が残っている場合もあるでしょうけれども、被害を認識していない場合は恐らくまるで証拠がないということになるのではないかと思いますし、そうなると、被告人の側としてもどうやって反論防御するかという問題が当然起こるわけでありますので、その点をどうクリアするのかというのがかなり難しい問題なのではないかと思います。

それからもう1点は、少年の場合ですけれども、先ほどの非親告罪化との絡みで申しますと、仮に非親告罪化すると、例えば児童相談所がその事態を把握したときに告発するというようなケースが生まれれば、子供が被害を認識するまで待ってからということにしなくてもよくなる可能性はあるのかなというふうに思います。

○宮田委員 証拠の散逸の点ですが、これは被害についての証拠の保全ということもございましょうが、被疑者・被告人の主張を裏付ける証拠の問題もございます。例えば、被疑者・被告人が絶対アリバイがあると言っているときに、それを裏付ける証拠などというのは非常に早い時期に散逸してしまいます。この日は確かに会社に行っていたから、こんな時間に私は事件を起こすはずがないと言っても、会社の執務記録は、ほんの数年で廃棄されてしまいます。ですから、現在の公訴時効の下でも事実関係を争う場合にはかなり難しいことがございます。

また、被害についての証拠も、現場が保全されていない可能性、例えば、建物が壊されて被害に遭った現場自体がなくなってしまうとか、そういうような形で10年という公訴時効の中でも証拠が集められないケースは出てくるのだろうなと感じるところでございます。

そして、性的な被害に関する事件に関しては、供述が非常に重要になります。人間の記憶というのは、時間がたつにつれて変容する場合があります。特に子供の記憶について信用性を判断する場合、子供のときの経験が全く違う話になってしまう、例えば成長途中で見たテレビの番組であるとか本であるとか、そういうものの影響によって変容してしまうということはあることです。また、文献等を持って来ていないので若干うろ覚えですけども、アメリカのある地域で、子どもの頃に受けた、家族からの性的な被害も含めた虐待について、被害者がたくさん出てきたと。調べてみると、被害者の人が同じセラピストにかかっている、セラピストから、子供のときの虐待の体験というのは大きくなった後にまで非常に大きな影響があり、トラウマとなるということで、誘導されてしまった結果、誤った記憶が喚起されてしまい、その結果被害申告がたくさん出てきたという例もあるように聞いています。

子供の言っていることが信用できないというわけではありません。ただ、それが時間経過後になって出てきたときには、記憶の変容、あるいは欠落のみか、逆に付加ということもあり得るだろうと思っております。公訴時効における証拠の散逸という点には、供述の保全についての問題もあります。供述証拠は人間の記憶をたどらなければならない、特に性的被害は、コミュニケーションや人間関係に関わってくる非常に微妙な問題を含んでいます。その変化によって、過去の経験への解釈が変わることもあり得るのです。

時効については、廃止すべきだという議論ももちろんあるのでしょうけれども、私は慎

重になるべきだという考えを持っているものでございます。

○井田委員 私も懐疑的な考えを持っておりますので、少し遡った所からお話ししたいと思っております。2010年のことだったと思うのですが、人を死亡させた罪で、しかも、法定刑に死刑があるものについては公訴時効を廃止する法改正が行われました。この点の検討を行う法制審の部会に私もおりましたので、そこで様々な意見を伺ったのを覚えています。あの法改正は、公訴時効制度という制度そのものは正しいということを前提とした上で、ただ、人を故意に殺すという、言わば至高の法益であるところの生命を奪う最も重い犯罪については、もし公訴時効の制度それ自体は正当な制度であるとしても、その基本思想を殺人罪という特別な犯罪に当てはめると、逆に不正義が生じる場合もあるのではないかと、という考え方に立脚するものでありました。つまり、公訴時効の制度自体がおかしいからというのではなくて、基本的に正しい制度なのだけれども、生命を奪う犯罪については特別だということで、あのような改正が実現したというふうに私自身は認識、理解しております。

時効制度は真犯人を逃がすことになり不当だということも言われるのですが、それは根本的に誤った批判です。もともと犯人かどうか分からない人に一定の不利益とリスクを負わせるのが刑事手続であり、この点では宮田委員の先ほどの御発言は極めて正しいと思いながら聞いていたのですが、刑事手続は、犯人かどうか分からないという前提で、被疑者・被告人に不利益とリスクを負わせるという、相当の危険性を伴う制度であるわけです。正義の実現という目標があるとはいえ、時間的な経過により証拠の散逸等々の理由で、次第に正しい裁判ができなくなってしまうことから、ある時間的な制約の中でのみ許される。一定の時間を過ぎてしまうと、それを行うこと自体が不正義になってくるというのが時効制度を支える基本的な考え方です。そうであるとすると、時間の経過により、そもそも犯人であるかどうかという犯人性の問題もあり、情状の話になってくると、更にもっと難しくなってくる。また、この種の犯罪が事実認定が争われることが多い犯罪だということも、先ほど宮田委員からお教えいただきました。まとめて申し上げれば、傷害罪のような犯罪はそのままにしておいて、性犯罪についてのみ時効の根本に関わるような改正をすることが果たしてしていいのかどうか、私は極めて懐疑的です。

○田中委員 今の殺人罪ですと、多くの場合は死体が発見されるなどして証拠がある程度保全されている、客観証拠という形で保全されていることが多くて、あと、犯人が分からない、あるいは逃走しているということで従来公訴時効にかかっていたものを撤廃したという関係にあると思うのですが、この年少者の性犯罪の先ほどの2番目、3番目の類型に関して言いますと、ほとんどの場合が、一切の証拠保全がされていない状態で、10年以上たってから被害申告をされて、唯一の証拠が被害者の供述ということになると思います。こういう当時被害申告できなかったほどの年少者の場合に、その当時に発覚して捜査が開始されても、その供述の吟味というのはかなり慎重に行いますので、まして今の公訴時効の期間を過ぎてからのことを考えますと、これは証拠が立件という観点で見た場合に困難なことが多いのではないかなというふうに思います。

今でも強制わいせつが7年、強姦罪が10年ですので、ある程度、処罰意思を自分で考えられるような年になってから救済される例が多いのではないかと思いますので、これ以上に公訴時効を停止ないし撤廃してどれだけのものが救われるかということ考えた場合に、

非常に困難なのではないかなというふうに思ったりもしております。

○**工藤委員** 証拠散逸の話は各委員からおっしゃっていただいたとおりだと思うのですが、別の論点として、捜査機関のリソースが限られているということを指摘しておきたいと思います。結局公訴時効が撤廃された場合には、その事件について捜査をし続ける負担というものが生じるわけでありまして、負担が嫌だと言っているわけではなく、リソースが限られているという話をしたいわけですが、結局そこに人員なり予算を割くということになりますと、ほかの所が削られるということになるわけでありまして、したがって、この話をするときにはそういったほかの所にマイナスが生じていても、この件については、よりリソースを割くべきだという判断をすることになるということをご指摘させていただきたいと思います。

○**北川委員** 公訴時効の意義もよく分かりますし、今、委員の方々から指摘がありました証拠の散逸であるとか証拠を収集するのに非常に人員がかかるというような問題点もあって非常に慎重にならざるを得ないという意見もよく分かりました。ただし、先ほど来挙げられた中で1点気になるのは、一般的な時効は変えないけれども、性犯罪、特に年少者特有の問題を抱える事案について、しかも、証拠の散逸等が見られない等の懸念もないというような場合でも時効の停止をしなくてもよろしいのかという問題が残ってきてしまって、例えば年少者の場合に先ほど典型的に挙げられた2番目の事例でしょうか。近親姦なので、先ほど齋藤委員からも実例があると言われましたように、小学校高学年ぐらいの間から被害に遭われていて、自分が独立しないと、つまり支配関係を抜け出せないとなかなか被害申告ができないというような状況も見られるというのは、2番目の事例の極めて特徴的というか特殊な所であるかなというように感じも受けました。

このような事例についてまで例外的なものとして公訴時効の停止を認めないのか、あるいはむしろ公訴時効の停止を認めておく意味があるのではないかというような見方もできるのではないかと。つまり、おおよそ大風呂敷を広げて広く認めるのではなくて、理由のある一定限度に限って、公訴時効の趣旨との兼ね合いで、調整等の中で考えていける範囲の時効の停止は必要で、ある意味全く公訴時効の撤廃ないし停止ということを蚊帳の外に置くというのもこれまた問題があるのではないかというふうに感じております。

○**角田委員** 特に子供の場合ですけれども、被害を受けた人は非常に弱い立場、最大に弱い立場にあるということを前提にして、そういう人をもカバーできるというその仕組みをやはり考えるべきだと思うのです。子供でも、資料19にあるように11歳とか10歳とかでも自分で告訴ができるとかいろいろな子がいると思うのですが、特に加害者が実父であるとか義父であるというように非常に切れない関係にある子供については、生活を共にしているので結局被害を受けている回数も複数で継続的なのです。1回だけではなくて、大抵同じ家に住んでいて、その人に養われている関係にあると、それはかなりはっきりとした証言ができるでしょうし、証拠が何もかもなくなってしまうという状況には私はないのではないかと考えているので、特に先ほどの2番目の事案については、やはり別扱いをして、停止プラス、更に延ばすということは考えられるのではないかと思います。

実際に私も、幼いときに被害に遭いましたと、それで、何とかできないでしょうかという相談を何回か受けたことがあるのですが、30歳を過ぎて、40歳近くになっても、5歳から始まった被害の経験について結構よく覚えていらっしゃるんですね。ということ

で、これはもちろん今の制度の下では民事的な損害賠償しか手はないのですけれども、子供の記憶というのもそんなに心配なものでもないと言っていいのではないかと思います。特に性的なことであって、自分にとって非常に傷の大きいことであれば逆によく覚えているということがあるのではないかと思います。

○山口座長 冒頭の整理で、性犯罪全般について公訴時効を撤廃すべきかという問題と、それから、年少者についてどうかということで、性犯罪全般について撤廃すべきだという御意見は述べられませんでした。そして、年少者についても三つの類型に分けさせていただいておまして、議論は2番目、3番目、特に2番目の類型について議論が集中していたように思われます。様々な問題の御指摘も2番目を念頭に置いた上での御議論というようにも理解できるところでございましたが、そういう理解でよろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

そうしますと、性犯罪全般について公訴時効を撤廃すべきだという御意見は特になかったというように理解をさせていただきます。

そして、次に被害者が年少者の場合に時効を停止するかどうかという問題でございますが、これも三つの類型について分けられたうちの第1類型ですね。要するに被害者が年少者で、被害申告があったけれども、犯人が分からなかった、捕まらなかったというケースについての御意見は特になかったように思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

(一同 異議なし)

これは、犯人が分からなかったというのは時効一般の問題というふうにも思われますので、被害者が年少者だということの特別な理由が特段ない類型ではないかとも思われるので、そのような理解でよろしければ、要するに問題として残りますのが結局年少者が被害者の場合のうちの被害は認識しているのだけれども、支配関係等から被害申告できないというパターンと、もう一つは、年少者であるために被害自体が認識できないと、こういう二つのパターンについて考慮すべきだ、つまり時効の停止を考慮すべきだという御意見と、それについての問題点が指摘されたというように理解をさせていただきました。

そこで、この問題は非常に重要な問題でございますので、もちろん2巡目にも御議論いただく必要があるわけでございますが、2巡目では、この年少者が被害者の場合の三つに分けたパターンのうちの2番目と3番目のパターンについて公訴時効を停止する必要性、そして、その場合に生じる問題などにつきまして、具体的な事例を踏まえて具体的に御検討いただければいかがかというように考えておりましたが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

○加藤刑事法制管理官 ただ今座長からも具体的な事例を踏まえて検討していただくという御指摘がございましたが、私どもでもこういった事例を網羅的に把握するというのはなかなか難しいことでございますので、特に公訴時効の停止等について積極的な御意見をお持ちの委員の皆様からは、どういう事例を念頭に置いて検討すべきなのか、その場合にどういうメリットがあるのかについて私どもにお教え願えれば有り難いと思っております。2巡目の議論までの間にそのような事例等についても御教示願えれば有り難いというふうに思っております。

○山口座長 ただ今の点について、御知見をお持ちの方については、どうぞよろしく御協力の

ほどお願いいたします。

それでは、次の論点に移らせていただきます。

次は、配偶者間における強姦罪の成立についてでございます。これにつきましては、角田委員からの御意見を受けて論点として掲げさせていただいたところではございましたが、第1回の会合では十分な時間もございませんでしたので、まずは角田委員から、御提案の趣旨を含めて、今一度御発言いただければと思います。

○角田委員 刑法第177条自体には、被害者として配偶者を排除するということが書かれていないのですけれども、実際の運用を見てみますと、やはりどうも配偶者に対する強姦は犯罪にならないという考えで行われてきているというふうに思わざるを得ないのです。したがって、配偶者も入るということを明確にするために、例えばフランスのように婚姻関係にあってもとか、関係にかかわらずというような注意的な規定を入れるべきだというふうに考えております。

それで、御存じのように、欧米などのこの問題に対する改正というのは、「配偶者を除く」という所を除く改正だったのです。ですから、日本の刑法第177条の文言と要は同じような形になったわけです。ところが、不思議なことに日本の刑法第177条は配偶者のことを何も書いていないにもかかわらず、実際には「配偶者を除く」という書かれていない構成要件があると思うしかない状況があると私は思っているのです。

そこで、明文化の必要性について御説明いたします。

まず、学説の状況です。配偶者に対する強姦は犯罪にならないとする考えがやはり存在しているというふうに私は考えております。学説は、かつては配偶者に対しては犯罪にならないという説の方が有力だったようではございますけれども、現在でもその説が消えたわけではなくて、例えば、資料23の第2にある東京高裁の平成19年の判決を見ておられますと、その中で学説は3種あるというふうに整理されております。その中で無条件肯定、無条件否定、それからもう一つは条件付きの肯定というか否定というか、夫婦が実質的に破綻している場合には犯罪として成立するという説ですね。この判決で見ますと、弁護人は無条件否定説、夫婦だから強姦にならないという説に立って議論して、無罪を主張したということは明らかなわけです。ですから学説の中でも消え去ったわけではないと言えます。かつてほど多数説というふうに言われることはないのかもしれませんが、消え去ったわけでもない、それなりの影響をまだ持っているということが理由の一つです。

それからもう一つは、実務の認識なのですけれども、実務では配偶者に対する強姦は犯罪としては成立しないと考えるのが、実は多数ではないかという感じがしております。先ほどの東京高裁の平成19年の判決ですけれども、これをどういうふうに読むべきかが非常に難しいのです。つまり、事実関係が資料23の第1の事例である松江支部の事件と同じで、破綻しているという事実があるわけです。けれども、この判決の中では、一応考え方としては無条件肯定説と読める考えを言いながらも、やはり破綻しているということで、最終的な判断をしているというふうに読めるわけなので、やはり無条件肯定ではないかというふうに思います。

それから、田中嘉寿子検事の「性犯罪・児童虐待ハンドブック」という著書で、平成26年1月に出ている新しいもので非常によく活用されていて、現在既に2刷りになっているということですが、その中の115ページの注(5)という所に、先ほど申し上げまし

た平成19年の判決が引かれていて、夫の妻へのDVを理由として離婚調停中で、婚姻が実質的に破綻している場合に、夫が妻に暴行・脅迫を用いて性行為を強いた事案につき本罪の成立を認めたというふうに書いてあります。もちろん田中検事は、破綻の場合に限って認められるというふうにお書きになっているわけではありませんけれども、それなりにこの考え方というのは影響を持っているのではないかというふうに思います。

この本の端書きによりますと、この書物自体は捜査官に向けて書かれたマニュアルだというふうに位置付けられておりますので、やはりこれは2刷りがもう出ているということを含めて、捜査をする多くの人の目に留まっているのではないかということですね。

それから、もう一つは、本日は持って来なかったのですが、「季刊刑事弁護」という刑事弁護を専門にやっている弁護士がたくさん読んでいる雑誌の2003年秋第35号で、松宮孝明立命館大学教授が「性犯罪における構成要件論的弁護」という論文を書かれておまして、その中の44ページに「判例では、夫婦関係が破綻していた場合の第三者との輪姦の事案について、本罪の成立を認めたものがあるにとどまる。」と記載されておりますので、やはり犯罪成立は破綻の場合だけではないかと思われているということですね。

さらに、明文化が必要な理由には、社会の認識の問題があると思います。非常にざっくりとした言い方なのですが、結婚をすればセックスするのは当然と考えられているところがあると思います。時に妻の性交応諾義務的な扱いを受けている実態があります。DV事案では、特にその実態をたくさん見ることができます。

お手元の資料の一つ目に、大阪SACHICOの加藤治子医師の「「夫婦間の性暴力は強姦か」の論議に向けて」がありますけれども、6ページの「4年間780人の被害内容」という所を見ていただいても、レイプ、強制わいせつ被害の77.7%がレイプの被害であると書かれております。

それから、8ページを見ますと、受診された人たちの中に妊娠が多いという問題が出ております。780人の被害者のうち92人、11.8%が妊娠していると。そして、特にDV被害の人で妊娠して来られた人は57.7%と6割近くを占めているということですね。このようなことから、性交自体が暴力的であったということが分かるというふうに書かれていますし、それから、その次のページに、DV防止法に該当するDV被害者の妊娠状況と、ここも非常に高率な妊娠状況が書かれております。加藤先生の所で扱われた患者さんの中には、必ずしも全員が逃げて来ている人ではなくて、同居中の場合もあるということです。

さらに、DVのシェルター関係の人の中でも漠然と夫婦間だから強姦罪にならないのではないかと考えている人が少なくないということがあります。データを出せと言われても困るので、幾つかそういう関係の人に聞いてみたのですけれども、やはりそうだと。これは捜査の現場のこの問題に対する理解を反映しているのではないかというふうに思うのです。それで、警察に訴えたけれども取り上げてもらえなかったという事例もあります。私自身もかつて、松江の事件の後だったので、元婚約者の強姦事件を告訴に行って、そのとき警察官から「夫婦の間では強姦にならない、婚約者もそうだ。あなたはそんなことも知らずによく弁護士をやっていますね」と某署の担当者に非難を受けたことがありました。そういうことなのです。だから、被害の訴えがなかなか警察まで届

かないということになっているのではないかというふうに思います。

配偶者の性暴力事案というのは少なくないというのがDV事件を多く扱っている私の実感です。けれども、先ほど申し上げましたように、なかなかいろいろなことがあって刑事手続に乗らない状況ではないかと考えております。資料11の内閣府の調査報告書ですけれども、17ページ以降は夫婦間での行為についての暴力としての認識その他が書かれております。

この中でも49ページを見ていただきたいのですが、加害者との関係ということで、今回調査と、それから前回の平成20年度調査と二つ挙がっているのですけれども、今回は配偶者・元配偶者が36.9%、前回は35.5%と、かなりの高率で加害者が配偶者あるいは元配偶者だということが分かります。もちろん、これは刑法第177条の要件で聞いているわけではありませんけれども、性的関係を強要されたというのは強姦ではないかと思えます。

さらに、53ページを見ていただきたいのですが、これは異性から無理矢理に性交された被害の後、誰に相談したかというところで、警察に連絡・相談したというのが3.7%しかないのですね。それから、警察以外の公的な機関に相談したというのはもっと少なく2.2%となっています。ですから、実態としては配偶者による強姦というのは多いと、特にDV事案というのはそうなのだというふうに考えられるのですけれども、なかなか司法に到達していないということがあると考えられます。その原因として、配偶者の間では、強姦は犯罪にならないというふうに誤解されているところがあるのではないかと思えます。したがって、配偶者も婚姻関係も犯罪の成否には関係ないということを明文化することは非常に大きな意味があるのではないかと私は思っております。

それで、お手元の資料の二つ目に、男女共同参画白書の抜粋があるかと思えます。夫から妻への犯罪の検挙状況となっているI-3-4図を見ていただきたいのですが、これを見ますと、平成13年はDV防止法が施行された年で、グリーンは殺人なのですが、殺人事件というのはDV防止法の施行とも何の関係もなく、大体100件から120件前後の数字を行ったり来たりしていると。ところが、傷害と暴行を見ていただきますと、傷害罪は、平成10年は273件、平成11年は375件なのですね。それが平成12年もややそうなのですね。平成13年を境にして、どんどんこの数字が伸びていくということなのですね。これは何かということですが、つまりDV防止法ができてから犯罪そのものが増えるということは、傷害罪が増えるとは考えられないわけなのですね。ただ、DV防止法ができて、その前文で配偶者からの暴力は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったと。こういう状況を改善するために法律を制定するということが書かれているわけです。

暴行罪も傷害罪も強姦罪も刑法にあるわけです。既に刑法にある犯罪で、被害者として配偶者を除くという規定はもちろんありません。しかし、実際には配偶者による暴行、傷害というのは検挙または事件化されていなかったということで、犯罪が犯罪として扱われないことにおいて強姦罪と同じ構造ではないかというふうに私は思っております。したがって、明文化することによって社会の認識を変えるし、それから、これが犯罪であるということが非常に明確になるということだと思います。

今までの判例や捜査の実務をはっきりと否定するためには、明文規定を置くことが必要で

あると私は考えております。確かに刑法第177条は配偶者を排除していないのですけれども、判例で犯罪とすることが非常に狭められてきた、あるいは否定されてきたという歴史があるわけなので、自然に任せて変化を期待することはできないのではないかと私は考えております。特に現在も破綻条件説が肯定されている実務の実態というのがあるので、そのことも考えなければいけないのではないかと思います。変化のためには、関係者の認識の変更が求められるわけですが、それは自然の変化に任せるということではなかなか難しい。特にこの国ではそうだと思いますので、法で明確にすることが必要であると考えております。女性の人権、保護法益についての基本理念が制定当時の1907年と今では明らかに違っているわけなので、同じ条文の読み直しで目的を達することは難しいのではないかと考えております。

「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」というものがありまして、国連経済社会局女性の地位向上部で作成されたものですが、これはどういうものかと言いますと、2011年に出たものなのですが、既に各国で行われてきた女性に対する暴力の防止と被害者支援のための法手続をモデルとして集積したものです。そのことから現段階での国際基準としてどういうことが考えられるかというのが37ページの性暴力の定義の所で、夫婦間レイプを含む強姦等の性暴力の広範な犯罪の定義をすべきということが述べられています。ここでは加害者と被害者の間の関係の性質にかかわらず、性暴力に関する条文を適用するよう規定する、あるいは婚姻関係にある又は他の関係にあることが法の下での性暴力の犯罪に対する抗弁を構成しないということで規定する、このどちらかの立法の方式をとるべきだというふうに書かれております。

したがって、私としては、今までの歴史的なことも含めて、配偶者間の強姦が犯罪であるということを明確に社会に示す必要があると考えております。そのことによって、先ほど傷害罪の検挙数の変化で見ていただきましたように、夫婦間の強姦についても大きな変化が起こるのではないかと思います。取り分けその部分を明文化することでデメリットはないのではないかとこのように私は思っておりますので、是非明確にする必要があると考えております。

○田中委員 誤解を解きたい所があるのですけれども。議論を進めるためにこれだけは言っておきますけれども、検察実務上は配偶者間で犯罪が成立しないという考えはとっておりません。ですから、起訴もしている例があるわけです。限定説でもありません。ただ、実際に起訴例が少ないと思いますのは、加害者側から夫婦だから合意があったということは必ず言われます。そのときに破綻している夫婦だと立証しやすいけれども、破綻していなかったら立証しにくいというだけの話で、そこは明文化しようがしまいが難しさは同じだと思います。同じような難しさは内縁であってもありますし、また、同性同士で一緒に住んでいる方の間でもありますので、そこは明文化してもそれほど変わらない、メリットはないのではないかなと思っております。むしろ性的マイノリティーの方との関係ではデメリットになるのではないかなと思っております。

先ほどのハンドブックは、私は知らなかった本ですので、その点は付け加えさせていただいて、少なくともそれによって飛躍的に起訴件数が増えるということはないというふうに考えていただいた方がいいのではないかなと思っております。

○山口座長 ありがとうございます。もう残りの時間がわずかでございますが、この論点は

しっかりと御議論いただく必要があろうかと思しますので、この論点についての御議論は次回に回させていただきたいと思います。次回は配偶者間における強姦罪の成立についての議論を行った上で、強姦罪の主体等のその他の論点の議論を行いたいと考えておりますが、そういうことで御理解をいただければというふうに思います。

それでは、本日の予定につきましては、これで終了いたしました。本日の議事及び資料についてでございますが、齋藤委員から頂いた公訴時効に関する御意見のうち個別の事例に関する部分につきましては、議事録には記載せず公表しないということにしたいと思います。その他の部分については全て公表ということにしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。それでは、そのように決定させていただきます。

では、次回の予定について事務局から御説明をお願いします。

○**東山参事官** 次回、第5回の会議は明年1月29日木曜日、午前10時から開催いたします。場所につきましては、追って御連絡いたしたいと思います。次回は、今回の最後に議論いたしました配偶者間における強姦罪の成立についての御議論の続きと、論点の第1の2及び3につきまして御議論いただく予定となっております。

○**山口座長** それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。